仕　　様　　書

消防局総務部施設課

（担当：沼田、日髙　電話：212-6643）

件　　名	自家用電気工作物更新委託（西八条消防出張所他１件）
契約期間	契約の日の翌日から令和９年３月２６日まで
契約条件	業務の詳細及び履行場所は、「自家用電気工作物更新委託（西八条消防出張所他１件）仕様書」のとおり。

自家用電気工作物更新委託（西八条消防出張所他１件）

京都市消防局　総務部　施設課
（担当：沼田、日髙　212-6643）

第１　総則

１　本仕様書は、京都市消防局　各消防出張所（以下、「出張所」という。）に設置されているディーゼル自家発電機が、出張所が停電の際、防災システムへ電力を供給するためのものであり、消防警備及び防災機能上極めて重要であることから、運用機能の維持・継続を目的として更新等の包括的な支援を行うものとする。

２　関係法令の遵守

本業務は、京都市契約事務規則、関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。

３　受注業者の責務

⑴　本仕様書に係る次の事項は、すべて受注業者（以下「受注者」という。）の負担により行うこと。

ア　本仕様の実施に際して建物、物件及びその他のものに損傷を与えた場合の修復その他の措置及びこれに要する費用

イ　契約不適合責任における装置の各機器の修理及び取替え等に要する費用

⑵　本委託業務の履行に伴い発生した廃材及び既設発電機は関係法令等に従い適切に処理すること。

⑶　廃材及び既設発電機にアスベストの含有が疑われる場合、関係法令等に従い調査及び処理すること。

４　納期

契約の日の翌日から令和９年３月２６日（金）

５　納品場所

別紙のとおり

６　保証

履行完了の翌日から１年間を保証期間とする。この期間は、委託業務対象機器の性能を保証するものとし、履行不備によって発生した不具合の修復に係る費用は受注者の負担とする。

第２　仕様及び数量

１　既設発電機

別紙のとおり

２　新設発電機

別紙のとおり

第３　業務実施及び作業方法

１　作業時間

作業時間は、原則として平日の午前９時から午後５時までとする。ただし、発注者が承認した場合はその限りではない。なお、業務工程、作業期間及び時間帯については、事前に本市担当者と必ず協議すること。

２　原状回復

業務終了後、本委託業務対象箇所及び周辺の後片付け清掃、現状復旧及び安全確認を行い、発注者の確認を受けること。

３　業務内容

既設の非常用発電機を撤去するとともに、新たな非常用発電機を設置し、これに伴う据付、配線、排気管等の接続、試験調整その他付帯する一切の業務を行うこと。

第４　秘密の保持

１　秘密保持の義務

発注者及び受注者は、本委託業務を通じ知りえた個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。

２　契約終了又は解除後の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第５　その他

１　作業終了後に完了届、動作検証記録及び作業写真等を速やかに提出するとともに、請求書を提出すること。

２　本委託業務に関し、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

別紙

署所名	住所	既設発電機				新設発電機
		容量（KVA）	電圧（V）	メーカー型式	燃料タンク（L）	メーカー型式
西八条	南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町42	10	200	ヤンマー YAP12E	20	ヤンマーAP25C または オーハツOFG－Y25D
山ノ下	伏見区桃山町山ノ下44－5	10	200	オーハツ2T75HL－GH	20	